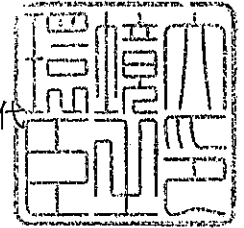


資料 3

諮問 第 4 1 2 号  
環水大土発第1510222号  
平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日

中央環境審議会会長  
浅野 直人 殿

環境大臣  
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4,5-ジヒドロ-3-イソプロピル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名アミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9RS)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミド及び2anti-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9SR)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物 (別名イソピラザム)

1-(4-{4-[(5RS)-5-(2,6-ジフルオロフェニル)-4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イル]-1,3-チアゾール-2-イル}-1-ピペリジル)-2-[5-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-1-イル]エタノン (別名オキサチアピプロリン)

9,10-ジヒドロ-8a,10a-ジアゾニアフェナントレン=ジブロミド  
又は6,7-ジヒドロジピリド[1,2-a:2',1'-c]ピラジン-5,8-ジイウム=ジブロミド (別名ジクワットジブロミド又はジクワット)

2'-[(4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン-2-イル)カルボニル]-1,1,6'-トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

(RS)-1-{1-エチル-4-[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-o-トルオイル]-1H-ピラゾール-5-イルオキシ}エチル=メチル=カルボナート (別名トルピラレート)

ブチル=(RS)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)及びブチル=(R)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

ノナン酸 (別名ペラルゴン酸) 及びノナン酸カリウム (別名ペラルゴン酸カリウム塩)

(別紙2)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

1 - (4 - { 4 - [ (5 RS) - 5 - (2, 6-ジフルオロフェニル) - 4, 5-ジヒドロ-1, 2-オキサゾール-3-イル] - 1, 3-チアゾール-2-イル} - 1 - ピペリジル) - 2 - [ 5-メチル-3- (トリフルオロメチル) - 1 H-ピラゾール-1-イル ] エタノン (別名オキサチアピプロリン)

(RS) -  $\alpha$  - シアノ-3-フェノキシベンジル = (RS) - 2, 2-ジクロロ-1 - (4-エトキシフェニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン)

2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)

[メチル (オキソ) { 1 - [ 6 - (トリフルオロメチル) - 3-ピリジル ] エチル} -  $\lambda^6$  - スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

2' - [ (4, 6-ジメトキシ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) カルボニル] - 1, 1, 6' - トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

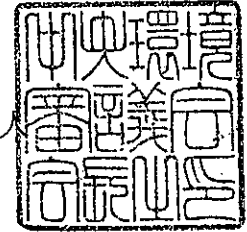
3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3-メチルカルバニラート又はメチル = 3 - (3-メチルカルバニロイルオキシ) カルバニラート (別名フェンメディファム)



中環審第861号  
平成27年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年10月22日付け諮問第412号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第436号  
環水大土発第1605091号  
平成28年5月9日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(E) - 1 - (2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル) - 3-メチル-2-ニトログアニジン (別名クロチアニジン)

2, 6-ジクロロチオベンズアミド (別名クロルチアミド又はDCBN)

2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)

(EZ) - 3 - (2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル) - 5-メチル-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イリデン (ニトロ) アミン (別名チアメトキサム)

2, 6-ジクロロ-4- (3, 3-ジクロロアリルオキシ) フェニル = 3- [5- (トリフルオロメチル) - 2-ピリジルオキシ] プロピル = エーテル (別名ピリダリル)

(RS) -  $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル = (RS) - 2- (4-クロロフェニル) - 3-メチルブチレート (別名フェンバレレート)

(E) - {2- [6- (2-クロロフェノキシ) - 5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ] フェニル} (5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル) メタノン = O-メチルオキシム (別名フルオキサストロビン)

2, 6-ジクロロ-N- [3-クロロ-5- (トリフルオロメチル) - 2-ピリジルメチル] ベンズアミド (別名フルオピコリド)

2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム (別名フルプロパネートナトリウム塩又はテトラピオン)

(RS) - 2- (2, 4-ジクロロフェニル) - 1- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ヘキサン-2-オール (別名ヘキサコナゾール)

S-エチル = ペルヒドロアゼピン-1-カルボチオアート (別名モリネート)



中環審第910号  
平成28年5月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



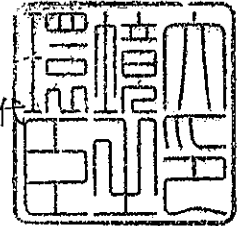
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年5月9日付け諮問第436号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第418号  
環水大土発第1512011号  
平成27年12月1日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
大塚珠



飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）の第1号口の作物残留に係る農薬登録保留基準並びに第2号イ及びハの土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

農林水産省は「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産8147号農林水産省農産園芸局長通知）を平成26年5月に改正し、家畜代謝試験及び家畜残留試験を導入するとともに、今後、厚生労働省に家畜代謝試験及び家畜残留試験の試験成績を踏まえた畜産物に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規格（以下、「残留農薬基準」という。）の設定を要請することとしている。

これを受け、厚生労働省が畜産物に係る残留農薬基準の設定を進めることが見込まれることから、これに伴い、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）に基づき定められた告示第1号口の作物残留に係る農薬登録保留基準並びに第2号イ及びハの土壤残留に係る農薬登録保留基準について、見直しの必要性の検討、及び見直しが必要と判断される場合にはその内容の検討が必要と考えられる。このため、これらについて貴審議会の意見を求めるものである。





中環審第871号  
平成27年12月3日

中央環境審議会 土壌農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（付議）

平成27年12月1日付け諮問第418号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。